

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2013, 07

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★

平成25年6月12日（水）より

新労務単価フォローアップ相談ダイヤルが開設されました。

マルマルヨクナロウ

TEL. 0570・004976

E-mail: shinromutanka-fsd@mlit.go.jp

平成25年3月末に全国平均で約15.1%と、公共工事設計労務単価が大幅に引き上げられました。これに伴って、実際の技能労働者への賃金に反映していくよう、「マルマルヨクナロウ」という語呂合わせで相談ダイヤルが開設されました。

請負代金に技能労働者の社会保険料分がきちんと上乘せされていて、そして適切に各労働者への賃金に入っているかどうか把握するためです。（でも、公共工事の割合は全体の半分以下という現状もあります。）

国土交通省は、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の方々の生の声を聞くと同時に、実は「**請負契約**」**自体に係る情報**を求めています。



1. 発注者と元請負人との請負契約についての情報
2. 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または法令違反のおそれがある情報
3. 一次下請負人と二次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または法令違反のおそれのある情報

法令違反の例としては、「元請負人が見積りの際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額で一方的に契約を締結した。」といったことが挙げられます。

違反の疑いがある会社には、立入検査や報告徴収といった調査が入り、是正措置が講じられることとなります。



★運送業★

運送業の許可がとりにくくなった！



規制緩和から20年が経ち許可制になった今、だいぶ運送業をスタートしやすくなりました。

しかしその結果、運送事業者数は規制緩和前の1990年の36,485業者のおよそ1.6倍！57,601業者（2012年）にまで増えました。開業は容易に、許可業者には徹底した法令遵守を…巡回や監査で厳しくチェックしていきます。年々監査方針と行政処分基準が厳しくなっていることはお伝えしてきましたが、今度は新規参入のハードル自体を上げるというんです！

え～！？申請書が難しくなるなら、
牟田先生頑張ってよ～！

申請書のハードルではありません。**法令試験が難しくなった**のです！



いいえ。申し訳ありませんが、
頑張るのは社長さんです。

許可申請後の法令試験です

今までは合格できなかつたら合格するまで、毎月実施される試験を受けることができました。しかし、今年の5月からは**法令試験を受けることができるのは2回まで！！**しかも**試験は2か月に一回**の実施になりました。2回目の試験でも不合格だったら…な、な、なんと**新規許可申請の取下げ！**さらに**法令集等のテキストも持込禁止！！**問題も独禁法と下請法が加わり多少の**難易度もアップ…**

わたしがなにを言いたいかわからないか…今後運送業者がバンバン増えることはありません。それに今ある運送業者さんも**厳罰化**に伴いどんどん経営困難に陥り、潰れていくでしょう。運送業界で生き残っていくのは簡単ではありません。が、せっかく取った許可。コンプライアンスに則り経営を行うことはもちろん、事故のないよう、また知識を付けていただくためにもドライバーや管理者に教育を受けさせ意識の共有を！

うちのドライバーさんが事故を起こしてしまった、突然に監査がやってきた、巡回指導で指摘を受けて改善しなかったから通報されて監査が来ちゃう～など…

毎日本当にいろんなドラマが起きています。

どうかこの許認可通信が届いている事業者さんが、困り、悩みながらも無事に経営を続け、よい荷主さんから、そして健康で優秀なドライバーさんから選ばれる運送業者様になって頂けますよう、牟田事務所では全力サポートします。

巡回指導のお知らせや日頃のささいな疑問、いつでもご連絡くださいね(^^)!



赤枠をたくさんお持ち
の事業者さんご注意！

回送運行 改正行政処分 点数制度導入

回送運行(赤枠) 仮ナンバー(臨時運行許可)のビッグ版

車検の切れた自動車、抹消済みの自動車でも、一時的に道路を運行する場合に回送運行許可が必要となります。

回送運行は、指定された車両のみに利用できる仮ナンバーと違い、標板(ナンバー)に自賠責保険を掛けることになり、保安基準さえ満たしていればどの車両にもそのナンバー(赤枠)をつけて自走させることができます。自賠責保険は、1年分で約12,000円です。

製作、販売、陸送の3つの種類に分かれ、許可制で1年ごとに更新します。

さて、回送運行の行政処分についても、今年2月1日から改正され、点数制度が導入されました。点数は、回送運行許可期間中に累計され、4点から標板等返納と貸与の停止が始まります。

累計ですから、あっという間に点数がたまってしまいそうです。

また、5年に1回程度の検査も2~3年に1回に短縮されそうです。

教育記録や規程の整備をしておきましょう。



クルマの変更手続き+車庫証明も必要で〜す

引越して住所が変わった、名義が変わったときは、車検証の手続きも必要です。

住所が変わった場合は、区役所で住民票の手続きだけではなく、変更登録の手続きを、自動車の所有者の名義が変わった場合は移転(登録)手続きを、15日以内にするよう法律(道路運送車両法)で義務付けられています。これを怠ると罰金が課せられることもあります。

【自動車保管場所証明書】(通称「車庫証明書」)自動車の保管場所を管轄する警察署で証明書を交付してもらい、運輸支局に提出します。

牟田事務所は、**全国陸運関係行政書士協議会**に所属し、日本全国の車庫証明、自動車登録をお手伝いしております。移転及び変更登録、相続による登録等々ご相談ください。

愛知県安全なまちづくり条例 施行

相変わらず車両盗難件数ワースト1の愛知県が、自動車の盗難防止装置「イモブライザー」を解除する電子機器「イモビカッター」や「イモブライザーテスター」の所持を規制する全国初の条例を7月1日から施行します。

改正愛知県安全なまちづくり条例の施行後は、イモブライザーの解除機器を正当な理由なく持っているだけで1年以下の懲役か50万円以下の罰金が科されます。

イモビカッターとは、ハンドル付近にあるコネクタに差し込めば、暗号は瞬時にリセットされ、別の暗号を認識させたものでも合鍵を差し込めば、そのキーを正規と認識してエンジンが掛かるというものです。対策としてはイモビカッターガードというものがあるらしいのですが、そのうちそれをも解除されてしまう装置が出てくるのではないのでしょうか？

★産業廃棄物★

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」が5/30～6/5に行われました

ほんの一例

6月1日付 三重県発表

三重県・滋賀県共同による産業廃棄物運搬車両の路上検査実施結果

・検査車両 5両

うち、「産業廃棄物収集運搬車両」の表示車両 3両

・表示車両以外の2台の荷物については有価物等

・不適正処理(無許可業者、不法投棄目的等)の車両についてはありませんでした。



他の自治体においては、manifestoの携行の有無などを公表しているところもあります。

manifestoは排出事業者が交付するべきものですので、未交付で産業廃棄物を運ばせた場合、排出事業者さんが違法行為をしていることとなります。

また、2010年改正により、紙manifestoで運用をしている場合は、manifestoを交付されていない産業廃棄物の運搬をただけで、産業廃棄物処理業者さんが罰則の対象になります。そのような違反が発覚する端緒は、このような道路検問であることがほとんどだそうです。排出事業者さんは、産業廃棄物の引渡し時に必ずmanifestoを交付する事。また、処理業者さんは、運搬車両の**ドライバーにmanifestoの書き方を覚えてもらい、排出事業者に書き方を教える!!**くらい徹底してもらえるといいと思います。

こんなニュースにびっくり!!

6月28日の夕方、東京都中央区『銀座』が一時騒然・・・路上が泡だらけに。

ビルの13階に入るCM製作会社の関係者が給湯室の流し台に約40ℓのボディーソープを捨てたところ、排水管を通じて1階の玄関脇から泡になって噴き出したのこと。

毒性や人体への影響はないとされていますが、これは不法投棄になるのではないのでしょうか？ 私たちのような事務所や、このCM製作会社のような事業所から排出される廃棄物のうち、紙くずや木くずなど「特定の事業活動に伴うもの」は事業系一般ごみに該当しますが、それ以外の廃棄物はすべて産業廃棄物に該当します。

もしこの事件が不法投棄として刑事罰を受けた場合、

最大で5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金または併科（法人には1億円以下）が科せられます。

流した本人はもとより、会社自体、不法投棄っていう意識はなかったのではないかと思います。でも法律に照らし合わせるとれっきとした不法投棄になってしまうんです。

私たちも知らずに・・・ってことがあるかもしれません。

